



ひらた行政だより

子宮頸がん検診のお知らせ

子宮頸がんは 20～40 歳代の若い世代で急増し 50～60 歳代でも依然多い状況です。

集団検診・個別（病院）検診のいずれかを選択して受診してください。

◇ 対 象 者：村内の 20 歳以上の女性 （年齢起算日：令和 3 年 3 月 31 日）

1 集団検診：下記の日程で受診してください。

実 施 日	受 付 時 間	場 所	その他
8 月 7 日（金）	午前 8 時 30 分～午前 9 時 30 分	中央公民館	当日は、感染症対策にご協力をお願いします。
9 月 10 日（木）	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分		

持参する物：自己負担金 500 円（70 歳以上無料）、スカート、マスク

受診録・受診券（7 月中旬以降、担当の保健推進員が配付します。）

2 個別検診（病院検診）：指定医療機関に各自予約し受診してください。

- ・ 検診期間：令和 2 年 7 月 20 日（月）～令和 3 年 2 月 27 日（土）まで
- ・ 医療機関：郡山・須賀川医師会加入の指定医療機関

（個人に配付された案内をご確認ください）

- ・ 持参する物：自己負担金 500 円（70 歳以上無料）、保険証、
マスク、受診券（7 月中旬以降、担当の保健推進員が配付します。）

※7 月末までに受診録、受診券が届かない場合は、健康福祉課までご連絡ください。

お問合せ先 健康福祉課 ☎55-3119

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

道路上に張り出した

樹木の剪定・伐採にご協力ください

樹木や生垣が張り出していると、歩行者や車両の通行の妨げになるだけでなく、折れ木・倒木・落枝（葉）などの原因で交通事故につながる恐れがあります。

次のような状況がみられる土地の所有者は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- ・ 樹木が道路や歩道へ張り出している状態
- ・ 樹木が枯れ、枯枝の落下や倒木の恐れがある状態
- ・ 樹木などの道路への張り出しが建築限界を超えている状態

私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者に所有権があるため緊急時を除き、村で伐採や枝払い等（勝手に切ること）ができません。（民法第 233 条）

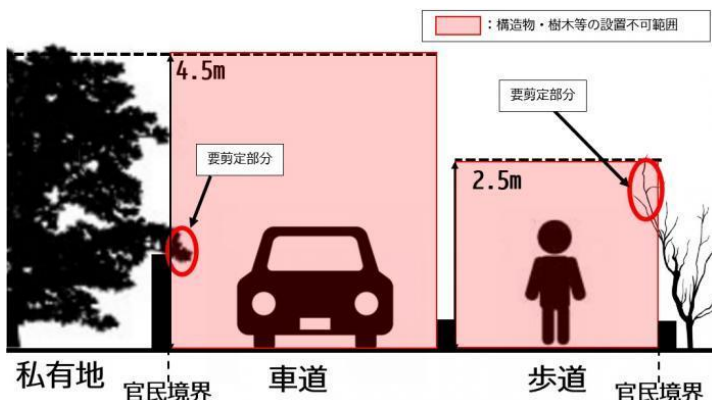
枯木・落枝等や樹木が道路にはみ出していることが原因で事故が発生した場合は、所有者が責任を問われることがあります。（民法第 717 条、道路法第 43 条）

（剪定作業を行う場合の注意点）

- ・ 電線や電話線が近くにある場合は危険を伴いますので、事前に管理をしている東北電力や NTT に連絡してください。
- ・ 作業を行うときは、通行車両、自転車、歩行者の安全を確保し、立ち会いのもとで実施してください。
- ・ 作業により道路の通行に支障が出る場合は、村へ事前にご連絡ください。

道路を快適に利用するため、所有者の責任において、剪定等による樹木の適正な管理をお願いします。

なお、倒木などにより道路の通行に支障がある場合は、土地所有者に連絡のうえ伐採する場合がありますが、災害発生時など緊急時には連絡なく伐採する場合もありますのでご理解ください。



※道路の建築限界とは

道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空 4.5m、歩道の上空 2.5m の範囲に通行障害となるものを設置してはならないと規定されています。